

平成28年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 平成28年第1回定例会記録

おいらせ町議会 平成28年第1回定例会記録				
招集年月日	平成28年3月3日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成28年3月8日 午前10時01分 議長宣告			
散 会	平成28年3月8日 午後 4時33分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1番	澤 上 勝	2番	澤 上 訓
	3番	木 村 忠 一	4番	高 坂 隆 雄
	5番	田 中 正 一	6番	平 野 敏 彦
	7番	檜 山 忠	8番	川 口 弘 治
	9番	吉 村 敏 文	10番	澤 頭 好 孝
	11番	西 館 芳 信	12番	西 館 秀 雄
	13番	佐々木 光 雄	14番	松 林 義 光
	15番	沼 端 務	16番	馬 場 正 治
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	副 町 長	柏 崎 源 悦
	教 育 長	福 津 康 隆	総 務 課 長	田 中 富 栄
	分庁サービス課長	松 林 光 弘	企 画 財 政 課 長	小 向 道 彦
	介 護 福 祉 課 長	倉 館 広 美	まちづくり防災課長	松 林 泰 之
	環 境 保 健 課 長	松 林 由 範	町 民 課 長	小 向 仁 生
	農 林 水 産 課 長	松 林 政 彦	税 務 課 長	柏 崎 尚 生
	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠
	社会教育・体育課長	北 向 勝	会 計 管 理 者	袴 田 光 雄
	学 務 課 長	泉 山 裕 一	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	田 中 富 栄	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 林 政 彦	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一
監 査 委 員 事 務 局 長	中 野 重 男			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	中野重男	事務局 次長	小向正志
	臨時職員	吉田美里		
町長提出 議案の題目	1	「議案第16号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の撤回の件		
	2	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	3	議案第2号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	4	議案第3号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	5	議案第4号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	6	議案第5号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	7	議案第6号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	8	議案第7号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	9	議案第8号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	10	議案第9号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	11	議案第10号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	12	議案第11号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	13	議案第12号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	14	議案第13号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	15	議案第14号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	16	議案第15号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	17	議案第16号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	18	議案第17号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	19	議案第18号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	20	議案第19号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	21	議案第20号 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	22	議案第21号 おいらせ町防災基本条例の制定について		
	23	議案第22号 おいらせ町駅前広場条例の制定について		
	24	議案第23号 おいらせ町史跡等公園条例の制定について		
	25	議案第24号 おいらせ町農村公園条例の一部を改正する条例について		
	26	議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について		
	27	議案第26号 おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について		
	28	議案第27号 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について		
	29	議案第28号 おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について		

30	議案第29号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例について
31	議案第30号	おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例について
32	議案第31号	おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
33	議案第32号	おいらせ町職員に関する旅費支給条例及びおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について
34	議案第33号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
35	議案第34号	おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例について
36	議案第35号	おいらせ町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例について
37	議案第36号	おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について
38	議案第37号	おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
39	議案第38号	おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例について
40	議案第39号	おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
41	議案第40号	おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
42	議案第41号	おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例を廃止する条例について
43	議案第42号	町道の路線廃止について
44	議案第43号	町道の路線認定について
45	議案第44号	行政区域を越える三沢市道の路線廃止の承諾について
46	議案第45号	行政区域を越える三沢市道の路線認定の承諾について
47	議案第46号	北部児童センター増改築工事（建築）請負契約の締結について
48	議案第47号	おいらせ町立学校給食センター新設事業用地の取得について
49	議案第48号	青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
50	議案第49号	十和田地域広域事務組合規約の変更について
51	議案第50号	平成27年度おいらせ町一般会計補正予算について（第5号）
52	議案第51号	平成27年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
53	議案第52号	平成27年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
54	議案第53号	平成27年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
55	議案第54号	平成27年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
56	議案第55号	平成27年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

	57 議案第56号 平成27年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	
	58 議案第57号 平成27年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第3号)について	
議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時01分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	13番	佐々木 光 雄 議員
	14番	松 林 義 光 議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (中野重男君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 着席ください。
	馬場議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しております ので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時01分)
議事日程報告	馬場議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	馬場議長	日程第1、議案第16号、「おいらせ町農業委員会委員の任命につ き同意を求めることについて」の撤回の件を議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、田中正一議員の退場を求 めます。

撤回理由の説明	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**田中正一議員退場**</p> <p>3月3日、町長から提出された議案第16号について、お手元に配付している撤回請求書のとおり撤回したいとの申し出がありました。</p> <p>町長から撤回理由の説明を求めます。</p> <p>町長、演壇にてお願いします。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、本定例会に提出いたしました議案第16号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての撤回についてご説明申し上げます。</p> <p>本案については、3月3日開会の本定例会に農業委員会委員の任命について提案いたしました。委員候補者から辞退する旨の届け出がありましたので、本定例会への提案を撤回するものであります。</p>
	馬場議長	<p>以上で、撤回理由の説明が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいまの議案となっています議案第16号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての撤回の件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件を許可することに決定しました。</p> <p>撤回承認により、日程第17は欠番となります。</p>
	馬場議長	<p>田中正一議員。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**田中正一議員入場着席**</p> <p>日程第2、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、人権擁護委員の苫米地善敬氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、同氏を引き続き委員候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。</p> <p>苫米地氏は、平成25年7月1日に人権擁護委員に就任されて以来、郵便局員としての経験はもとより、日ごろからの町内会活動などの経験を生かし積極的に相談業務に当たるなど、地域の方々からの信望も厚い方です。</p> <p>また、同氏は就任当初から子供から高齢者など地域の人々にあらゆる場を通じて人権への理解を深めるよう活動に積極的に取り組みたいとの思いを抱き、1期目から人権教室での司会や事務局活動を積極的に行うなど、その活動意欲と実行力は人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として再度推薦いたしたくご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから諮問第1号について採決をいたします。</p> <p>本件は、これを適任とすることにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件については適任とすることに決しました。</p>

	馬場議長	<p>日程第3、議案第2号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
当局の説明	町長 (三村正太郎君)	<p>議案第2号のご説明に先立ち、農業委員会委員の任命についての各議案に共通する事項について申し上げます。</p> <p>このたびの農業委員会委員の任命につきましては、本年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員の選任方法が町長の任命制になったことから、当町の農業委員会委員の改選に当たり、委員候補者の応募手続及び委員候補者選考委員会を経て提案しているものであり、いずれの方も2月10日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者として先行決定を受けております。</p> <p>また、農業委員会委員の構成に当たっては、法の定めにより委員の過半数を認定農業者が占めること、また、農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない者を1名以上置くこととされております。</p> <p>それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、佐々木四俣氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>なお、佐々木氏は利害関係を有しない者に該当する者ではありません。</p> <p>以上であります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野議員。</p>
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>6番、平野です。</p> <p>今議案について町長から事前に選考の手続、考え方が示されま</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>した。私はこの農業委員の選任については、添付参考資料を見て本当にこの選考方法でよかったのかというふうな疑問を感じております。と申しますのは、応募の手續、そういうふうなものには瑕疵はなかったと思います。ただ、構成するこの中身を見ますと、認定農業者これを過半数以上というふうなことで、これも理解できます。そのほかに、女性の場合ですとVIC・ウーマンとかさまざま農業の関係する活躍する女性の方がいるわけですが、これらの登用が全然なされていない。私はこういうふうな選考方法で本当にいいのかというふうな疑問を感じるわけです。いま一度、町長の考えをお聞かせをしたいのがまずその部分、1つ。</p> <p>それから、現職議員もこの中に多数あります。これまでは議会推薦というふうな形で農業委員会2名議会で派遣しておりましたけれども、自薦がかなうからというふうなことで本来の議会活動で農業行政さまざまなもので町政に対してただす機会がある議員が、本当にこれだけ多くていいのかというふうな思いもあります。</p> <p>この2点について、町長からまず基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>町長がお答えする前に、ちょっと法的な手續のことでご説明を申し上げます。</p> <p>今回、農業委員候補者を募集しました。その結果、女性の方については残念ながら応募がなかったということであります。それで選考委員会の中でも、これからやはり若い方、それから女性の方もやはり農業委員として登用すべきではないかというふうな意見もありましたので、今後は選考委員会の中でも言われておりますので、その方々にも今後周知をしながらできるだけ立候補というか図って登用のほうにも推薦等または自薦をしていただくような形で周知をしていきたいということが選考委員会の中でも議論をされております。</p> <p>また、今回議員の方が非常に多いというお話ですけれども、今回の農業委員の候補者の中には議員を排除する規定はございません。あくまでも農業委員会法の中で農業委員になれないということの規定は破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者、それか</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>ら禁固刑以上の刑に処されその執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が委員にはなれないというふうなことでありますので、議員だから農業委員にはなれないということにはならないということでもあります。</p> <p>また、今回募集をしました。それで農業委員会の改選の中身を見ますと、市町村長は推薦または募集の結果を尊重しなければならないという規定があります。そういうふうなことがありまして、応募されてきた方々については選考委員会の中の審査を経まして適任ということでありましたので、今回提案したものであります。以上であります。</p> <p>町長。</p> <p>法律的なことについては、今総務課長が申し上げたとおりでございますので、いわゆる本年4月1日から町長の任命制に変わったということで、それについての手続は先ほど総務課長が申し上げたように応募を受けながら、それから選考委員の方々の審査を経ながらということで、それを町長は尊重をして、それを議会に皆様方をお願いをするわけでございます。</p> <p>ですから、どうのこうのとかという前に、選考委員の部分であります。各分野からのそれなりの識者等々も含めて、これで大丈夫な選考委員会のメンバーであろうと、識見から見てもいろんな形から見てもということで、選考委員会のほうは選ばせていただいたわけでありまして。</p> <p>できればもっと女性の方も多いほうがいいのかというふうな感じがいたしましたけれども、いろいろなその農業関係者の経験等々も踏まえて、幅広く選考委員会の委員を選んだわけでありまして、その中でもやっぱりこの方がベターだろうというふうなことでの農業に非常に一生懸命であるとか、知識があるとか、いろいろ含めてやったわけでございますので、そういう点では見方によってはちょっと物足りない部分もあろうかと思いますが、私の時点ではまずこれで十分だと、十分だといいますか選考委員会の方々はいいだろうということで任命といいますか、委員を選考委員会に送らせていただいたということでもあります。</p> <p>その選ばれたのが、今の方々でございますので、十分町長とし</p>
-----------	------------------------------------	--

質疑		<p>ては尊重しなければならないというふうに思っております。</p> <p>法律に違反するものであれば、これは即座にだめでありますけれども、そうでない限りにおいてはやはり法律順守という原則がありますので、その点をまずは考えたということであります。</p>
	<p>馬場議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>6 番。</p> <p>今、町長の答弁ですと、それは選考については瑕疵がないわけで、私はそれは言っているわけではありません。ただ、その募集をしたけれども女性の場合は応募がなかったと。私は今、そういうふうな創生の事業の中でもその一億総活躍時代だと言いながら、なぜじゃあ女性の団体とか行政が育てたいろんなVIC・ウーマンとかそういうふうなのがいるわけですよ。そういうふうな人たちに声をかけたら私は応募があったと思いますよ。ほかの団体の役職員とかそういうふうなものについては事務方のほうで呼びかけをして推薦をしているんじゃないですか。なぜ今の場合、こういうふうな機会が全然、手を差し伸べなかったというふうなことが私は疑問に感じるものが1つ。</p> <p>本当にその必要だったら、そういうふうな働きかけをすべきじゃないですか。今の後期基本計画なんかを見ても、いろんな場で女性の登用が求められている部分があるわけですよ。なんでその行政のかかわる部分で、自分たちの団体とかそういうふうなものから、ぜひこういうふうな形で推薦をしたいとかそういうふうな声なかったのか。この辺は私は非常に疑問を感じるところです。</p> <p>それから、選考委員は何名かわかりませんが、選考委員の方にはこういうふうな趣旨で、こういうふうな項目で農業委員ありますとか、そういうふうな理解をちゃんと共通理解をするような資料とかそういうふうなのを配ったのかどうか。それによって選考委員会のほうでは出てきたものだけを審査するのか、この2点だけお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長</p>	<p>総務課長。</p> <p>女性の方の候補者がなかったということについてですけど</p>

質疑	(田中富栄君)	<p>も、確かに応募がなく選考委員会でもそれが話題になっておりました。今後は、やはりこれから女性団体等が応募できるような形で今後いろいろ周知をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>それから、選考委員の方々については、6名の方々をお願いしてあります。学識経験者を有するもの、それから農業団体の役職員、女性農業関係者、土地改良区代表者、農産物の生産加工の経験を有する者、それから農業以外の団体の役職員という方をお願いしてあります。</p> <p>今回の選定に当たってのどのようなものかということについては、事前に資料を配付しながらこういうことで農業委員会制度が変わって選考委員会等を設けてやることになりましたということと資料を送ってありますし、候補者の資料等も送って事前に見ていただいて、そして当日審査会の中でいろいろ審議をいただきまして適任ということで審査を終えてあります。</p> <p>以上であります。</p>
	馬場議長	11番、西館芳信議員。
	11番 (西館芳信君)	<p>今回の農業委員会の任命につきましては、新農業委員会制度の中で県下で初めてこういうふうなことを実施するというので、いろんな意味で試金石と言えるものだと思います。それにしても、今平野議員がおっしゃいましたことがまことに正鵠を射た話である、意見であるというふうに思います。女性の登用が少ない、そして議員が余りにも多い、元職・現職・前職含めてたしか7人か8人、19人の中におります。かつて議会から選出された議員が送り込まれて、その農業委員会の会長の烏帽子争いをするというふうなことも思い起こさせるような人数の多さ、それを感じとって田中議員は余りにも議員が多過ぎると、私はこれではちょっと遠慮させてもらおうというふうな英断を下しました。事務局のほうには迷惑をかけましたけれども、そういうふうな議員も中にはいるというふうなことであります。議員は、私はやっぱりほどほどの人数でいいというふうに今思っ、自分がこの候補者となったことについても複雑な思いがしております。ただ、送り出された議員の2名が入った2月、3月の農業委員会の時点でのこの候補</p>

答弁		<p>者の数だとか、そして委員会で委員長がこういうふうなことで、何名だかしか集まらなくて6名というふうな人数も出ましたけれども、まだこういう現状だということを出てくれないかというふうなことで私としては候補者になったつもりですけども、その辺のことも、事情もちょっと山崎会長説明していただけないでしょうか。その経緯を、よろしくお願いします。</p>
	馬場議長	<p>農業委員会会長。</p>
	農業委員会会長 (山崎市松君)	<p>新しい制度での選考委員の中には、私は全く関知しておりません。それから、この女性の方ということの話も、その委員会活動の中ではお願いしてきましたけれども、時間的な関係で取り下げることが出まして、約4名ほど女性の方も話してあります。そして募集も出しましたけれども、時間的な関係で取り下げざるを得なかったという経緯がございます。</p> <p>あとそれから、最初の締切日が近くなった時点では、本当に5、6名しかございませんでした。そういう状況の中で、これは現職を何とかまたお願いしたいという。それと、おいらせ町は農地的には3、400町歩ぐらいなんですけど、実は減反している関係とそれから遊休農地が多過ぎますということで、19名という人数を割り振られた経緯がございます。</p> <p>それから、あと推薦委員も5名ほどというふうに国のほうからの指導でなっております。そういう関係で人数的にも少なかったという経緯で、現職の方々にお願いしたという経緯がございます。以上でいいですか。</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席) 馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>

	<p>馬場議長</p> <p>(事務局)</p> <p>馬場議長</p>	<p>これから議案第2号について採決をいたします。</p> <p>この採決は、無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">** 議場出入口閉鎖 **</p> <p>ただいまの出席議員数は15人です。</p> <p>次に、立会人を指名いたします。</p> <p>立会人は、2番、澤上 訓議員及び3番、木村忠一議員を指名いたします。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">** 投票用紙配付 **</p> <p>念のため申し上げます。</p> <p>採決は無記名投票です。</p> <p>本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>なお、賛否を表明しない票「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 配付漏れなしの確認 **</p> <p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p> <p style="text-align: right;">** 投票箱点検 **</p> <p>異状なしと認めます。</p> <p>賛成の場合は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>賛否を表明しない「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>1番議員から順番に投票願います。</p> <p>1番から順番にどんどん投票してください。一人一人呼びませ るので。</p> <p style="text-align: right;">** 投票 **</p>
--	--------------------------------------	--

当局の説明	馬場議長 (議員席)	投票漏れはありませんか。 **なしの声**
	馬場議長	投票漏れなしと認めます。 これで投票を終わります。 開票を行います。 2番、澤上 訓議員及び3番、木村忠一議員、開票の立ち会いをお願いします。 **開票**
	馬場議長	議案第2号の投票の結果を報告します。 投票総数15票。 有効投票15票、無効投票0票です。 有効投票のうち、賛成12票、反対3票。 以上のおり賛成が多数です。 したがって、議案第2号は、原案のおり可決されました。 議場の出入口を開きます。 **議場出入口開鎖**
	馬場議長	日程第4、議案第3号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (三村正太郎君)	それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。 本案は、成田健義氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。 なお、成田氏は認定農業者に該当する者であります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長 (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**

	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第3号について採決をいたします。</p> <p>この採決は、無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口閉鎖**</p>
	<p>馬場議長</p> <p>(事務局)</p>	<p>ただいまの出席議員数は15人です。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、2番、澤上訓議員、3番、木村忠一議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p>採決は無記名投票で行いますので、本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>なお、賛否を表明しない票「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。</p> <p style="text-align: right;">**配付漏れなしの確認**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>投票箱を点検いたします。</p> <p style="text-align: right;">**投票箱点検**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>1番議員から順番に投票願います。</p> <p style="text-align: right;">**投票**</p>
	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>投票漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	馬場議長	投票漏れはないと認めます。 これで投票を終わります。 開票を行います。 2番、澤上 訓議員及び3番、木村忠一議員、開票の立ち会いをお願いします。
		開票
	馬場議長	投票の結果を報告します。 投票総数15票。 有効投票15票、無効投票0票です。 有効投票のうち、賛成15票、反対0票。 以上のおり賛成が多数です。 したがって、議案第3号は、原案のおり可決されました。 議場の出入口を開きます。
		議場出入口開鎖
	馬場議長	6番、平野敏彦議員。
	6番 (平野敏彦君)	議事進行上、議長をお願いします。(音声聞き取り不能)
	馬場議長	暫時休憩します。 (休憩 午前10時40分)
	馬場議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午前10時42分)
	馬場議長	日程第5、議案第4号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (三村正太郎君)	それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。 本案は、山崎市松氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。 以上で説明を終わります。

	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第4号について採決をいたします。 採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。</p>
		<p>***議場出入口閉鎖***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人を指名します。 立会人は、会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、 2番、澤上 訓議員、3番、木村忠一議員を指名します。 投票用紙を配ります。</p>
	<p>(事務局)</p>	<p>***投票用紙配付***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p>
		<p>***配付漏れなしの確認***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>投票箱を点検します。</p>
		<p>***投票箱点検***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異状なしと認めます。 本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。 賛否を表明しない票「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。 ただいまから投票を行います。 1番議員から順番に投票願います。</p>

当局の説明	馬場議長	<p style="text-align: right;">**投票**</p> <p>投票漏れはないと認めます。 これで投票を終わります。 開票を行います。 2番、澤上 訓議員及び3番、木村忠一議員、開票の立ち会いをお願いします。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**開票**</p> <p>投票の結果を報告します。 投票総数15票。 有効投票15票、無効投票0票です。 有効投票のうち、賛成15票、反対0票。 以上のおり賛成が多数です。 したがって、議案第4号は、原案のおり可決されました。 議場の入口を開きます。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p> <p>山崎市松農業委員会会長は入場してください。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: center;">**農業委員会会長山崎市松君入場着席**</p> <p>日程第6、議案第5号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。 本案は、松林勝智氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。 なお、松林氏は認定農業者に該当する者であります。 以上で説明を終わります。</p>
馬場議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。</p>	

		質疑ございませんか。
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第5号について採決をいたします。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**議場出入口閉鎖**</p> <p>ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人を指名いたします。 2番、澤上 訓議員及び3番、木村忠一議員を指名します。 投票用紙を配ります。</p>
	(事務局) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**配付漏れなしの確認**</p> <p>配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**投票箱点検**</p> <p>異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 無記名投票により、賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。 賛否を表明しない票「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。 それでは、1番議員から順番に投票願います。</p>

当局の説明	馬場議長	<p style="text-align: right;">**投票**</p> <p>投票漏れなしと認め、投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>2番、澤上 訓議員及び3番、木村忠一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**開票**</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数15票。</p> <p>有効投票15票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成14票、反対1票。</p> <p>以上のとおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p> <p>日程第7、議案第6号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、大川義博氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>なお、大川氏は認定農業者に該当する者であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長 (議員席) 馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p>

		これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第6号について採決をいたします。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。
		議場出入口閉鎖
	馬場議長	ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人を指名します。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、澤上訓議員及び3番、木村忠一議員を指名します。 投票用紙を配ります。
	(事務局)	**投票用紙配付**
	馬場議長	投票用紙の配付漏れはありませんか。
		配付漏れなしの確認
	馬場議長	なしと認めます。 投票箱を点検いたします。
		投票箱点検
	馬場議長	異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 1番議員から順番に投票願います。
		投票
	馬場議長	投票漏れなしと認めます。 これで投票を終わります。 開票を行います。 2番、澤上 訓議員及び3番、木村忠一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

当局の説明	馬場議長	<p style="text-align: right;">**開票**</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数15票。</p> <p>有効投票15票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成14票、反対1票。</p> <p>以上のおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第6号は、原案のおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>11時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時01分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時10分)</p>
	馬場議長	<p>日程第8、議案第7号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、坂井田 進氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>なお、坂井田氏は認定農業者に該当する者であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p>

		これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第7号について採決をいたします。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。
		議場出入口閉鎖
	馬場議長	ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人を指名いたします。 会議規則第32条第2項の規定によって立会人に2番、澤上訓議員、3番、木村忠一議員を指名します。 投票用紙を配ります。
	(事務局)	**投票用紙配付**
	馬場議長	投票用紙の配付漏れはありませんか。
		配付漏れなしの確認
	馬場議長	配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検いたします。
		投票箱点検
	馬場議長	異状なしと認めます。 採決は無記名投票です。 本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。 賛否を表明しない票「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。 ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。
		投票
	馬場議長	投票漏れなしと認め、投票を終わります。 開票を行います。

当局の説明	馬場議長	<p>2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">**開票**</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数15票。</p> <p>有効投票15票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成15票、反対0票。</p> <p>以上のおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第7号は、原案のおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p> <p>日程第9、議案第8号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>それでは、議案第8号についてご説明を申し上げます。</p> <p>本案は、小向徳一氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>	

		<p>これから議案第8号について採決をいたします。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口閉鎖**</p> <p>馬場議長</p> <p>ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人を指名いたします。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。 投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p> <p>(事務局) 馬場議長</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**配付漏れなしの確認**</p> <p>馬場議長</p> <p>なしと認めます。 採決は無記名投票で行います。 本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。 投票箱を点検します。</p> <p style="text-align: right;">**投票箱点検**</p> <p>馬場議長</p> <p>異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 1番議員から順番に投票願います。</p> <p style="text-align: right;">**投票**</p> <p>馬場議長</p> <p>投票漏れなしと認め、投票を終わります。 開票を行います。 2番議員、3番議員、開票の立ち会いをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">**開票**</p> <p>馬場議長</p> <p>投票の結果を報告します。 投票総数15票。</p>
--	--	---

当局の説明	馬場議長	<p>有効投票15票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成15票、反対0票。</p> <p>以上のとおり賛成多数です。</p> <p>したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p> <p>日程第10、議案第9号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、馬場武雄氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第9号について採決をいたします。</p> <p>この採決は、無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口閉鎖**</p>

	<p>馬場議長</p>	<p>ただいまの出席議員数は15人です。</p> <p>次に、立会人を指名します。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p>
	<p>(事務局)</p>	<p>**投票用紙配付**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p>
		<p>**配付漏れなしの確認**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認めます。</p> <p>本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>投票箱を点検します。</p>
		<p>**投票箱点検**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>1番議員から順番に投票願います。</p>
		<p>**投票**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>投票漏れなしと認め、投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いいたします。</p>
		<p>**開票**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数15票。</p> <p>有効投票15票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成15票、反対0票。</p> <p>以上のおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第9号は、原案のおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p>
		<p>**議場出入口開鎖**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第11、議案第10号、おいらせ町農業委員会委員の任命</p>

当局の説明	町長 (三村正太郎君)	<p>につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、松林一弥氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>なお、松林氏は認定農業者に該当する者であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第10号について採決をいたします。</p> <p>採決は、無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入口を閉めます。</p>
	馬場議長	<p>ただいまの出席議員数は15人です。</p> <p>次に、立会人を指名します。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p>
	(事務局)	

なしの声

なしの声

議場出入口閉鎖

投票用紙配付

当局の説明	馬場議長	投票箱を点検します。 **投票箱点検**
	馬場議長	異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 1 番議員から順番に投票願います。 **投票**
	馬場議長	投票漏れなしと認め、投票を終わります。 開票を行います。 2 番議員及び3 番議員、開票の立ち会いをお願いします。 **開票**
	馬場議長	投票の結果を報告します。 投票総数 1 5 票。 有効投票 1 5 票、無効投票 0 票です。 有効投票のうち、賛成 1 5 票、反対 0 票。 以上のとおり賛成が多数です。 したがって、議案第 1 0 号は、原案のとおり可決されました。 議場の出入口を開きます。 **議場出入口開鎖**
	馬場議長	日程第 1 2、議案第 1 1 号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (三村正太郎君)	それでは、議案第 1 1 号についてご説明申し上げます。 本案は、川口 徹氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。 なお、川口氏は認定農業者に該当する者であります。 以上で説明を終わります。

	馬場議長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第11号について採決をいたします。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。
		議場出入口閉鎖
	馬場議長	ただいまの出席議員数は15人です。
		次に、立会人を指名します。
		会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及
		び3番議員を指名します。
		投票用紙を配ります。
	(事務局)	**投票用紙配付**
	馬場議長	採決は無記名投票で行います。
		本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。
		投票箱を点検いたします。
		投票箱点検
	馬場議長	異状なしと認めます。
		ただいまから投票を行います。
		1番議員から順番に投票願います。
		投票
	馬場議長	投票漏れなしと認め、投票を終わります。
		開票を行います。

当局の説明	馬場議長	<p>2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">**開票**</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数15票。</p> <p>有効投票15票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成15票、反対0票。</p> <p>以上のおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第11号は、原案のおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p> <p>日程第13、議案第12号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>地方自治法第117条の規定によって、西館芳信議員の退場を求めます。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**西館芳信議員退場**</p> <p>それでは、当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、西館芳信氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長 (議員席) 馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

		討論ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。	
			議場出入口閉鎖
	馬場議長	ただいまの出席議員数は14人です。 次に、立会人を指名します。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。 投票用紙を配ります。	
	(事務局)		**投票用紙配付**
	馬場議長	採決は無記名投票です。 本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。 投票箱を点検いたします。	
			投票箱点検
	馬場議長	異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 1番議員から順番に投票願います。	
			投票
	馬場議長	投票漏れなしと認め、投票を終わります。 開票を行います。 2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いします。	
			開票
	馬場議長	投票の結果を報告します。 投票総数14票。 有効投票14票、無効投票0票です。 有効投票のうち、賛成12票、反対2票。 以上のとおり賛成が多数です。	

当局の説明	馬場議長	したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。 議場の出入口を開きます。 **議場出入口開鎖**
	馬場議長	西館芳信議員は入場してください。 **西館芳信議員入場着席**
	馬場議長	西館芳信議員にお知らせします。 採決の結果、おいらせ町農業委員会委員の任命に同意することに決定したので、ご報告します。
	馬場議長	日程第14、議案第13号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定によって、高坂隆雄議員の退場を求めます。 **高坂隆雄議員退場**
	馬場議長	当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (三村正太郎君)	それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。 本案は、高坂隆雄氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。 なお、高坂氏は認定農業者に該当する者であります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。

	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第13号について採決をいたします。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。
		議場出入口閉鎖
	馬場議長	ただいまの出席議員数は14人です。 次に、立会人を指名します。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。 投票用紙を配ります。
	(事務局)	**投票用紙配付**
	馬場議長	採決は無記名投票で行います。 本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。 投票箱を点検します。
		投票箱点検
	馬場議長	異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 1番議員から順番に投票願います。
		投票
	馬場議長	投票漏れなしと認め、投票を終わります。 開票を行います。 2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いいたします。
		開票
	馬場議長	投票の結果を報告します。 投票総数14票。 有効投票14票、無効投票0票です。 有効投票のうち、賛成5票、反対9票。 以上のとおり反対が多数です。

当局の説明		したがって、議案第13号は、否決されました。 議場の出入口を開きます。
	馬場議長	除斥議員の入場を許可します。
	馬場議長	高坂隆雄議員にお知らせします。 採決の結果、おいらせ町農業委員会委員の任命に同意しないことに決定したので、ご報告します。
	馬場議長	日程第15、議案第14号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (三村正太郎君)	それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。 本案は、柏崎利信氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席) 馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第14号について採決をいたします。 採決は、無記名投票で行います。

		議場の出入口を閉めます。	
			議場出入口閉鎖
	馬場議長	ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人を指名します。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。 投票用紙を配ります。	
	(事務局)		**投票用紙配付**
	馬場議長	採決は無記名投票です。 本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。 投票箱を点検します。	
			投票箱点検
	馬場議長	異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 1番議員から順番に投票願います。	
			投票
	馬場議長	投票漏れなしと認め、投票を終わります。 開票を行います。 2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いいたします。	
			開票
	馬場議長	投票の結果を報告します。 投票総数15票。 有効投票15票、無効投票0票です。 有効投票のうち、賛成6票、反対9票。 以上のとおり反対が多数です。 したがって、議案第14号は、否決されました。 議場の出入口を開きます。	
			議場出入口開鎖

当局の説明	馬場議長	<p>日程第16、議案第15号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>地方自治法第117条の規定によって、澤上 勝議員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: right;">**澤上 勝議員退場**</p>
	馬場議長	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、澤上 勝氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>なお、澤上氏は利害関係を有しない者に該当する者であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第15号について採決をいたします。</p> <p>この採決は、無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口閉鎖**</p>
馬場議長	<p>ただいまの出席議員数は14人です。</p> <p>次に、立会人を指名します。</p>	

		<p>会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p>
	(事務局)	
	馬場議長	<p>採決は無記名投票です。</p> <p>本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>投票箱を点検します。</p> <p style="text-align: right;">**投票箱点検**</p>
	馬場議長	<p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>2番議員から順番に投票願います。</p> <p style="text-align: right;">**投票**</p>
	馬場議長	<p>投票漏れなしと認め、投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">**開票**</p>
	馬場議長	<p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数14票。</p> <p>有効投票14票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成7票、反対7票。</p> <p>以上のとおり投票の結果、賛成、反対が同数であります。</p> <p>したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。</p> <p>議案第15号については、議長は可決と採決します。</p> <p>したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p>
	馬場議長	<p>除斥議員の入場を許可します。</p> <p style="text-align: right;">**澤上 勝議員入場着席**</p>
	馬場議長	<p>澤上 勝議員にお知らせします。</p>

当局の説明	馬場議長	採決の結果、おいらせ町農業委員会委員の任命に同意することに決定したので、ご報告します。
	馬場議長	日程第18、議案第17号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (三村正太郎君)	それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。 本案は、松本勝雄氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。 なお、松本氏は認定農業者に該当する者であります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第17号について採決をいたします。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。 ***議場出入口閉鎖***
馬場議長	ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人を指名します。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及	

<p>当局の説明</p>	<p>(事務局)</p>	<p>び3番議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>採決は無記名投票です。</p> <p>本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>投票箱を点検します。</p> <p style="text-align: right;">**投票箱点検**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>1番議員から順番に投票願います。</p> <p style="text-align: right;">**投票**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>投票漏れなしと認め、投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">**開票**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数15票。</p> <p>有効投票15票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成15票、反対0票。</p> <p>以上のとおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p>
<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p>	<p>日程第19、議案第18号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、蛭名良夫氏を農業委員会委員として任命いたしたく、</p>

		<p>農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
馬場議長		<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
馬場議長		<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
馬場議長		<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第18号について採決をいたします。</p> <p>採決は、無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入口を閉めます。</p>
		<p>***議場出入口閉鎖***</p>
馬場議長		<p>ただいまの出席議員数は15人です。</p> <p>次に、立会人を指名します。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p>
	(事務局)	<p>***投票用紙配付***</p>
馬場議長		<p>採決は無記名投票です。</p> <p>本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>投票箱を点検します。</p>
		<p>***投票箱点検***</p>
馬場議長		<p>異状なしと認めます。</p>

当局の説明	馬場議長	<p>ただいまから投票を行います。</p> <p>1 番議員から順番に投票願います。</p> <p style="text-align: right;">**投票**</p> <p>投票漏れなしと認め、投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>2 番議員及び3 番議員、開票の立ち会いをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">**開票**</p>
	馬場議長	<p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数15 票。</p> <p>有効投票15 票、無効投票0 票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成15 票、反対0 票。</p> <p>以上のおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第18 号は原案のおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p>
	馬場議長	<p>日程第20、議案第19 号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>それでは、議案第19 号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、袴田信男氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8 条第1 項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>なお、袴田氏は認定農業者に該当する者であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第19号について採決をいたします。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。</p>
		議場出入口閉鎖
		<p>ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人を指名します。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。 投票用紙を配ります。</p>
	(事務局)	<p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p> <p>採決は無記名投票です。 本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。 投票箱を点検します。</p>
		投票箱点検
		<p>異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 1番議員から順番に投票願います。</p>
		投票
		<p>投票漏れなしと認め、投票を終わります。 開票を行います。 2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いします。</p>
		開票
		<p>投票の結果を報告します。</p>

当局の説明		<p>投票総数 15 票。 有効投票 15 票、無効投票 0 票です。 有効投票のうち、賛成 13 票、反対 2 票。 以上のとおり賛成が多数です。 したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。 議場の出入口を開きます。</p>
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p> <p>日程第 21、議案第 20 号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>それでは、議案第 20 号についてご説明申し上げます。 本案は、日ヶ久保浩幸氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであり、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。 なお、日ヶ久保氏は認定農業者に該当する者であります。 以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第 20 号について採決をいたします。 この採決は、無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。</p>

		議場出入口閉鎖
	馬場議長	<p>ただいまの出席議員数は15人です。</p> <p>次に、立会人を指名します。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番議員及び3番議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p>
	(事務局)	**投票用紙配付**
	馬場議長	<p>採決は無記名投票です。</p> <p>本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>投票箱を点検します。</p>
		投票箱点検
	馬場議長	<p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>1番議員から順番に投票願います。</p>
		投票
	馬場議長	<p>投票漏れなしと認め、投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>2番議員及び3番議員、開票の立ち会いをお願いします。</p>
		開票
	馬場議長	<p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数15票。</p> <p>有効投票15票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成15票、反対0票。</p> <p>以上のおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第20号は原案のおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p>
		議場出入口開鎖
	馬場議長	<p>お昼のため午後2時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後0時21分)</p>

	<p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (松林泰之君)</p> <p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦)</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開 午後2時00分)</p> <p>日程第22、議案第21号、おいらせ町防災基本条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の41ページから51ページとなります。</p> <p>本案は、災害から町民の生命と暮らしを守るための基本的事項を定め、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため提案するものであります。</p> <p>本条例は、前文と4つの章で構成され、前文では本条例の理念を明らかにし、第1章総則は第1条から第9条までで目的、基本理念を明らかにし、町民、事業者、町職員及び議会の責務や役割を規定しています。第2章予防対策は、第10条から第17条までで、災害被害を軽減するための日ごろからの準備事項について規定。第3章応急・復旧対策は、第18条から第20条までで、災害が発生した場合、迅速な応急・復旧対策を行うための体制について規定。第4章復興対策は、第21条から第23条までで、町民及び事業者は相互に協力して災害からの復興に努めることを規定した内容となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>6番、平野です。</p> <p>これについては、東日本大震災を基本にした防災体制をつくるというふうなことですが、この中で43ページの基本理念のところについては、それぞれ役目を担わせております。町民の責務、事業者の責務、町の責務、そして職員の責務、議会の責務とあります。この議会の責務のところには、防災対策の執行の監視及び</p>
<p>当局の説明</p>		
<p>質疑</p>		

<p>答弁</p>	<p>馬場議長 まちづくり防災課長 (松林泰之君)</p>	<p>評価というふうなことで(1)に書いてあります。(2)については、被災状況の把握及び町民等に対する情報発信に努めなければならない。(3)では、国、県への災害復旧の推進と復興支援の実施及び調整というふうなことでありますけれども、これが議会の責務というふうなのであれば、議会として取り組みをする町の防災対策の執行監視、評価というふうなことになれば、これは議会として議長がこの役目を担って議員を取りまとめしていくのか。こここのところをまず第1点。</p> <p>それから、議会が被災状況の把握、町民等に対する情報発信に努めなければならないというふうなことであれば、議会の中にこういうふうな対策をちゃんとする組織をして災害状況の把握をし、どういうふうな形で情報発信をしていくのかというふうな点。</p> <p>3番目についても、国、県への災害復旧への推進と復興支援活動の実施というふうなことは、議会として国、県へそういうふうな働きかけができるのか、復興についての提案をしていけるのか。こういうふうなことについて、中身についてちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>まず、9条のこの1号の部分でございますけれども、この部分につきましては、いわゆる条例に基づいたことが町として進めているのかというふうなこと等を監視、評価というふうなことを想定しております。ですから例えば、町で防災訓練等を実施した際には、ぜひとも議員の皆さん方にも参加をしていただき、その防災訓練の内容等を見ていただいて、いろんな意見を出していただくという。あるいは、この条例のそれぞれ規定している内容等、例えば町民の責務とか事業者の責務いろんなのをうたっておりますけれども、これらについても私のほうでこの条例制定後においては進捗なるものをつくって議会のほうに報告して、議会のほうから意見をいただくというふうなことを想定しております。</p> <p>それから、2番の2号の部分でございますけれども、災害が発生した場合におきましては、議会としていわゆるそういう現場等を議会の立場としてそういう被害のあったところを視察等をして</p>
-----------	---------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6 番 (平野敏彦)</p>	<p>いただきながら、町民の意見とか要望を的確に把握していただいて、いわゆるその関係機関、町あるいはその県等にもそういう提案とか要望等を出していただきたいなというふうなことを想定しております。</p> <p>3号の部分についても、同様にそういう活動をしていただきながらそういう情報発信、あるいはそういうことに向けて必要な、例えば予算等が発生した場合には議会においても迅速にその予算の執行を定めていただくといえますか、そういった形をイメージした条文の内容というふうに考えております。</p> <p>以上であります。</p> <p>6 番。</p> <p>そうすると、この部分については、議長が主体的に対応の先頭になって進めるというふうなことになろうかと思いますが、私はこの捉え方にもあると思うんで、やはり緊急時になれば議会招集とかそういうふうな部分でのなかなか容易でない部分もありますし、まずは今言った（1）のところについては実際の今現在活動している中身の部分については、誰でもその監視、評価できるわけで、その後の被災状況の（2）のところの情報発信なんていうのは議会の中にそういうふうな対応をする組織をつくっていかなければならないのか、議長が先頭になってそれを全て取り仕切るのかというふうなのは、これから議会で話をすればいいというふうなことになればそれまでですけれども、この辺がよく理解私できません。</p> <p>それと、ちょっと前に戻りますけれども8条の職員の責務については、地域における安全・安心なまちづくり活動に積極的に参加しなければならないというふうなことにあります。実際に、町内会では自主防災組織とかそういうふうなのを組織して取り組みをしている町内会ありますけれども、やはりこういうふうなものに職員の参加というのは町内会から要請がなければできないのか、こういうふうな組織が町のほうに自主防災組織が届け出がなるわけですから、そういうふうな意味ではその地域の職員がこの活動に積極的に参加をしてもらって、地域の実態を知ってもらうというふうなことなのか。この2点、もう1回お願いします。</p>
-----------	-----------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場議長 まちづくり防災課長 (松林泰之君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>組織をつくる必要があるのか、ないのかということで、まだそこまではイメージはちょっと持っていませんでしたけれども、この条例は可決後におきましては改めてこの部分進めていく段階におきまして、どういう方向がいいのかということも、いま一度その辺今ご質問あった内容等をもとに検討してまいりたいというふうに思います。</p> <p>それから、第8条の部分でございますけれども、やはり職員もいろんな災害発生した場合には、いわゆる町民目線の形でその防災・減災に対応していただきたいという、そういった観点から地域活動で積極的に参加していただきたいというふうなことで、当然ながら職員は災害等があれば積極的に参加し、そういうふうに行動するのが必要であるわけですけれども、ある程度町の防災計画等に定められているように初動体制を素早く対応できるような形にふだん持っていくためにも、その知識とか情報収集というのが必要でありますから当然そういうふうな復興にも努めていかなければならないと。さらには、そういう地域には地域に行ったことによって町民の目線でのそういう要望とか、そういう減災対策に進めることが見えてきますので、そういう立場としてでも参加していただきたいよというふうなことを規定した内容というふうな捉えていただければと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長 6番 (平野敏彦)</p>	<p>6番。</p> <p>私は、この8条のところでは、実際私の町内のところについては職員は機会を捉えて参加をしてもらっています。お互いに町内会の情報、それから職員と共有しながら対応するということは、いろんな意味で町民目線に対応したというふうな形では私は効果が上がっているというふうに思っています。ただ、議会のほうについては、よくまだ理解ができません。できれば、ここにある町民の責務、事業者の責務、町の責務、職員の責務、議会の責務ってありますから、これらについては広く町民にこういうふうな形</p>

質疑	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>で防災基本条例は機能しますよというふうなことを積極的にPRすることが必要だと思うんですけども、やっぱりそうでなければ、ただ絵に描いた餅で終わるのではないかというふうに。職員も理解をしますし、町民も理解をするというふうな形で、ぜひこの対応をしてほしいというふうなことを要望して終わります。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>これは、ここ24年以降幾つかの自治体でもって同様の条例が定められているということで、それらを参考にして質問をいたします。4つほど。</p> <p>まず1つは、これはいわゆる理念条例と解していいのでしょうか。例えば、自治基本条例のような位置づけでいいのか。</p> <p>それから、2つ目。他の自治体では議会を入れないところもあります。私は入れてもらって非常にいいなと思いました。その議会を入れたという基本的な考え方、どこにあったのか。それを2つ目にお伺いします。</p> <p>それから、3つ目。ここの何条だかに、耳新しい要配慮者という言葉が出てきています。災害の際にいろいろ特別に配慮しなければならない人たちというふうに思うんですが、これはどこから来た言葉で、いや、うちのほうで特別考えたのか。ほかのほうは、要援護者とかって使っているのが多いんですが、これがどういうふうなあれで来たのかということが3つ目。</p> <p>それから、4つ目は、今平野議員からも質問ありましたけれども、議会の役割の9条の3の文章。私は、ちょっと意味がとれない。何を言っているのかももう1回解説説明していただきたいと思います。</p> <p>その4つをお願いします。</p> <p>9条の(3)です。ここが意味とれない。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>まず、理念条例かというふうなことでございましたけれども、</p>

	(松林泰之君)	<p>まずこの条例を策定する機に当たりましては、全員協議会でも説明しましたように、いわゆる安全・安心な町を進めていこうというふうなことの提案を受けまして、この条例をまず提案したものでございます。3. 11を教訓にこの条例なるものを定めて、町民全員が同じ目標に向かって進んでいきたいと思います。そうしないことには、いわゆる防災・減災、あるいは安全・安心なまちづくりは無理でしょうというふうな思いのもとで、努力義務的な条例、努力義務を課している部分もあるわけですが、同じ目標に向かってそして進んでいきたいと思いますという、安全・安心なまちづくりに向かって進んでいきたいと思いますという自治基本条例にもありますように、新たなまちづくりを進めるための1つの手法というふうな考えのもとに条例を制定するというふうなことでございます。</p> <p>それから、他の自治体の議会の責務の条項を入れた考え方というふうなことだと理解しましたが、まず、議会のほうにおいても行政を監視する役割を持っているわけですので、議会のほうにも積極的にその災害発生した場合においてもそういう施策等立案して、町あるいは国、県そういったところにも要望活動等をしていただきたいというふうな上で、町民の意思を代表する機関としての役割活動をしていただきたいというふうな思いで議会の責務というのも設けた次第でございます。</p> <p>それから、要配慮者との文言でございますけれども、災害対策基本法の中に避難行動要支援者名簿の作成というふうなことがあります。そこの中には要配慮者という文言は出ていませんけれども、要配慮者として名前をつけたのは、まず全ての何らかの援助がなければ動けないといえますか、ひとりで、そういう人たちを総称した形で今要配慮者というふうな文言に使用したというふうでございます。</p> <p>それから、9条の3号でございますけれども、議会としてもいわゆる町とか県、国に対して災害復旧の推進、支援活動の実施について働きかけをしていただきたいという。そして町民の生活基盤の回復整備等に必要な予算を迅速に定めたり、そういった復興に向けた積極的な役割を果たすように取り組んでいただきたいというふうなことで、この3号を定めたというふうなことでございます。</p>
--	---------	--

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>以上であります。</p> <p>11番。</p> <p>いつも歯切れのいい松林課長にしては、ちょっと窮しているのかなというふうな印象を受けます。それは無理もないと思いますよ、私は。まず、理念条例と解していいかということを確認したのは、本当に自治基本条例ということで高らかな理想をうたい上げて、それでよしとするのか。あるいは、政策条例として一定の予算の執行を伴うものが、さっき特別委員会とかそういうのも受けて議長がやるとなれば、これは一定の予算が必要になると、その辺との矛盾があつて、あえて確認したんです。理念条例になぜ議会にこれだけのことを強いるのかというふうなことがありましたから、ここは求めました。</p> <p>それから、2番目の議会を入れた基本的な考え、それはそれで行政の監視ということによしとしました。</p> <p>それから、3番目の耳新しい要配慮者という言葉はどこから生まれたか。いろんな自治体のものがあつて、それを見比べて自分たちが1つの条例をつくりたいとき、全くそれに100%倣っては自尊心が許さない。あるいは、そういう悪い解釈じゃなくて、なるべく自分たちのものにしようということによって若干いじるというふうな作業はそれはそれでいいと思います。しかし、それが取り返しのつかないことになるということは、今この先、申し述べるとしてまず3番目のこの要配慮者でうちの町はとどまった。石巻だったかな、要援護者ということでこういうふうな災害があるときは一定の個人情報や自主防災活動の推進のために、自主防災組織民生委員、その他の関係機関、団体で共存するということをはっきりうたつてあるんです。これを我が町でもしたらよかっただろうなというふうに私は思うんだけど、そこは後々のあれに任せます。私は、一番ここで話したかったのは、この4番目の9条の3の文章、今課長のお話を聞いていると、全く私がやってほしいというこの文言の文理解釈でも何でもいいですよ。こういうふうな意味ですよということを私はお願いしたんだけど、それがしなかったとか、できなかった。できなかったと言ってもいいと思います、私は。はっきり言って、この文章の中で、(3)の</p>
-----------	------------------------------------	---

	<p>中で議会は努めなければならないというこの主語と述語の関係だけわかります。この間の関係が何を言っているかわからない。そして無理してこれを理解しようと思えば、先ほど平野議員がおっしゃったように国から始まっているいろいろすごいことになるわけです。すごいことというのは、何で議会が執行者側、理事者側のやる仕事。これ見てください、災害の復旧推進、復興活動の実施、調整はともかくとしても、これをどうして議会がやるんですか。こんなことを議会がやったら、執行者の権限を侵すし、議会の役割、権限、はっきりと逸脱してしまう行為ですよ。おかしい、なんでこんなことになったんだろうと。私よくよく見たら、いわゆる今言ったことの文言、自分たちのものをなるべく、自分たちのものをつくらう。ほかのものとちよこつとひねようと思った、それがあるというふうに私は思いました。というのは、私手元にあるのは、岡崎市とかどこかな。名古屋のほうかな、そこの防災基本条例なんです、全くうちのほうと、全くとは言わないけれども9割方同じです。そして、この条例の中にも議会の役割として同じように、よく皆さん聞いてください。「4、議会は市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。」もうこれ9割方同じなんです。たった1つ違うことは、この中に「調整を働きかけ」というふうな文言が入っているから、何もすんなり通るわけです。議会が働きかけるわけですから、そのために。議会が直接やると言っていないから、執行者の権限に触れない、侵さない、そして議会の役割から逸脱しない。この作業をやるとき、この働きかけを抜かしてしまったんですよ。全く単純なケアレスミス。そして、そのためにここの3項がもう議会で問議するとか何とかというレベルじゃなくて、全くの間違ったものになってしまったんです。重大な瑕疵があります。これを、議決私は本当はしたいの。したいんだけど、これを通してしまえば全くおかしな話になって、何だ議会の役割を逸脱しているのを議員が何も気がつかないで通してしまったのかと。そうならば、もちろんあなた方だって自分たちの理事者、執行者としてのものを議会にミスのために預けてしまったと不名誉なことになってしまう。どっちにも、どうしようかなと思って私ゆうべ、つけ焼き刃的にやるもんですから、ゆうべ気がついたんだけど。これは、どうすればいい</p>
--	---

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (松林泰之君)</p>	<p>のか私もわからない。今この会でもって、なんとかた議決しなければならぬというものであれば別だけれども、やっぱりどうでしょう。24年からでまだこれ3カ月くらいおくれるのはどうしようもない、それはそれでいいと思いますので、やっぱりこれは取り下げが私は、取り下げることができるのかな今から。明らかなもうケアレスミスで、重大な間違いで、たった「働きかけ」というのをほかのほうと一緒にしたかったけれども、「働きかけ」というその4つのそれを外したからこういうことになってしまったということで、決められないですこれ。議決できないと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>今の質問で答弁は求めますか。</p> <p>答弁願います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、条例の部分でございます。やはり条例として定める以上は、ただ理念、いわゆる形だけのものというふうなことは考えておりませんで、当然これに基づいた形で防災・減災を進めていくという考え方のもとに条例制定をして防災・減災に努めていきたいというふうなことの思いは、おわかりいただきたいなというふうに思っております。</p> <p>それから、要援護者の部分でございますけれども、確かに国で個別計画までそれぞれの要援護者、配慮者といいますか、の方々に個別計画までつくって云々というふうなことでございまして、当町においては、現状においては、今のところ手挙げ方式のみで名簿登録しているという。今後、これらについてはそれぞれのいわゆる高齢者とか、障害者いろんな配慮者というのはあると思うんですが、それらについては当然担当課と協議しながら個別計画なるものを策定して、そういう民生委員とかいわゆる情報提供欲しいというふうなところには当然情報提供していかなければならないと思います。ただ、十和田市にもありましたように、個人情報余りにも多く含まれているのでその取り扱い、あるいは渡されたほうも大変とかというふうなことも実際起きてお</p>
-----------	--	--

<p>答弁</p>	<p>馬場議長 副町長 (柏崎源悦君)</p>	<p>りますので、この辺の部分等についてはよく十分協議して進めていかなければならないのかなど。ただ、いずれにしても災害が発生した場合においては、何らかの手だてが必要な形な方はいると思っていますので、やはりそういう方々の把握というのは重要であるし、手助けをしていかなければならないだろうなというふうには思っております。</p> <p>それから、先ほどの文言の部分ということで、確かにこの条例制定に当たりましては、策定委員会の段階においては各自治体で定められている条例をもとにいろいろと議論してきたというふうには伺っております。そこで今具体的にそこの働きかけの文言の部分がある、ないの部分を言われましたけれども、今私も言われて初めてその部分は耳にしましたけれども、一応はそれを提案した形で進めさせていただければなというふうな思いでおります。</p> <p>以上であります。</p> <p>副町長。</p> <p>私のほうからもひとつ見解を述べさせていただきます。</p> <p>西館委員は、町長の執行権の侵害だというふうな内容があるというふうに指摘されましたけれども、十分に自信があるというほどでもないんですけれども、私もそれぞれ提案を受けて今までやってきて、ご指摘の部分が要素があるかもしれませんですが、ただ私どもの解釈は第9条の本文を見ただけであればわかるのですが、助言及び提言を行わなければならないというふうに本文のほうで書いて、各項に1、2、3というふうについています。ですから、そういう意味では決して町長の執行権を議会が侵すような条例の制定のものになるというふうに、断定的なものにならないのではないかなというふうに考えています。ですから、もしかすると確かに法令的に自信があるほど詳しいわけじゃないんで、今担当課長が話をした部分があって多少自信のない部分もあるんですけれども、そういう意味では先ほど理念条例とか何とかという話もありましたけれども、まず災害を受けて、前文のところであってありますように災害を受けて災害に当たっては前文の中段にあるように、町にかかわる全ての者の責務と役割を明らかにしながらこの災害を克服していこうというもとに、できるだけ積極</p>
-----------	---------------------------------	--

質疑	馬場議長	<p>的な全町民が、あるいは各機関が動けるような方向づけを町として打ち出していこうという考え方のもとにこの基本条例を制定して動かしていこうというふうに考えておりますので、そういう点ではまだまだこれから不十分な部分も出て一部改正なり何なりをしてお願いしなければならないことが出るかもしれませんが、その執行権を侵しているというほどのことではないなというふうに自分としては考えておりますので、そういうふう理解していただけないかなというふうに思っております。</p>
	11番 (西館芳信君)	<p>11番。</p> <p>私はこれを通したいんです、本当は。でも、通すには余りにも瑕疵があり過ぎる。そして、副町長の言うのは、もしかすると私がそちらにいれば同じようなことを言ったかもしれないけれども、やっぱり詭弁ですよ。はっきりとこの岡崎市の条例の文言に仕上げようと思って「働きかけ」というのがあれば、まことにすんなり解釈できるものが、それを落としてしまったから結局自分たちが直接やるというふうなことで、そしてこの国、県云々って書いてるところから努めなければならないのところまで、明らかに、明らかにですよ、執行者側の仕事の枠に入っていますよ。これ通したい、通したいけれどさ、これ本当に通せるの、通せないんじゃないですか。余りに首ひねるな。私は通せないと思う。ちょっと議長、休憩してもらっていいですか。</p>
	馬場議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩 午後2時34分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開 午後2時35分)</p>
	馬場議長 (議員席) 馬場議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>

討論	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第21号について採決をいたします。</p> <p>11番、ランプついていましたけれども、いいですか。</p> <p>11番。</p>
	11番 (西館芳信君)	<p>私は、ちょうど役場の中にいるとき、これの役員等が決まって詳しいこの条文等については、そのころはまだできていなかったのかなというふうに思っております。それで、見た結果、こういうふうな私が指摘したようなことがあるという。本当にこれを採決することが可もなく不可もないだろうというふうなのであれば、私は別に何も言いません。しかし、私の考え、明らかに重大な瑕疵がある。これが本当に世の中に広まれば、おいらせ町の議会って何しているんだというふうなことでもって、私は言われる可能性が十分にあるという。だから、次の会でも時間的な猶予があればそうしてもらいたいというふうな思いが強くてつい言ってしまいました。私はこれは絶対に可決するものではないというふうに思っております。以上。</p>
	馬場議長	<p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>提案者のほうから何かありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>それでは、なしと認め、これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第21号について、採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**異議ありの声**</p> <p>異議がありますので、本案についての採決は(「投票」の声あり)、1名から投票という声がありましたけれども、1名のみなので採決は起立によりこれを行います。</p> <p>2名以上必要ということです。</p> <p>それでは、起立により採決を行います。</p> <p>議案第21号について、賛成の方は……。</p>

	<p>13番 (佐々木光雄君)</p>	<p>13番、佐々木光雄議員。</p> <p>反対も賛成の声も少なかった。それこそ今こそ休憩をして、当局の折衷案を出してみても、文言の変える部分ですから、今即ここでやらなくても後日文言を変えて提案するということでも通るでしょう。何もあえて出したものを反対し、これを全部没にするわけじゃないんですから。一部を修正したら大方に理解を得られるんじゃないですか。賛成か反対かって今ここでやらなくても。それを当局が、町長部局が、いや今指摘された部分に再検討しましょうという、再検討今するからどうか賛成してくれ、通してくれというのであれば今これは満場を通ると思うんですよ。その辺をどう考えるのか、討論が終わった後で申しわけないけれども。今まだ討論も行ったり来たりしておったものですから、あえて発言を求めたわけです。どうですか副町長、先ほど答弁しましたけれども、どうですか。私のためだと言うのであれば、それはそれでいいでしょう。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>14番、松林義光議員。</p>
	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>議会は、町、国及び県の災害復旧の推進、町がやるべきような文言です。復旧支援活動の実施、これも町がやるような文言です。ですけれども、西館議員言っている瑕疵、私今迷っています。ですから今、佐々木議員がおっしゃったとおり、これをきょうは可決したとしても、次の議会でもう一度検討して、いや何の問題ありませんよということになるのか、やはり議員の皆様がいろいろやっぱり瑕疵に近いと、ここはやっぱり修正すべきであるというふうな見解に立つかもしれません。ですから、西館議員が了解するのであれば、私はきょうはこれを通してもらって6月議会までにここを検討するということがいかがでしょうか。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩 午後2時42分)</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開 午後2時43分)</p>

	馬場議長	<p>休憩中の副町長の考えを念頭に入れた上で、これから議案第21号について採決をします。</p> <p>12番、西館秀雄議員。</p>
	12番 (西館秀雄君)	<p>先ほど、議長がもう宣告しています。採決の。それに異議がありということがあったので、これはきちっとした採決とれて、それとも元に戻っていったり取り消して始まるのか。もう1回議長は宣告して、異議ありという発言があったんです。そこをちょっと事務局長間違わないようにしてください。</p>
	馬場議長	<p>休憩中に副町長から、今回の定例会での採決された場合、6月定例会までに文言について修正すべきかどうかを研究し、すべき場合は修正を行い、また問題なければその旨議会に説明をして同意を求めたいという申し入れがありました。それを受けて、11番西館芳信議員は先ほどの異議について取り下げるか、そのまま異議ありとして通すか、西館議員の意向はいかがでしょう。</p>
	11番 (西館芳信君)	<p>(音声聞き取り不可)</p>
	馬場議長	<p>取り下げるんですね。はい、わかりました。</p> <p>そうすれば、先ほどの起立による採決は取り消して、異議なしと認め、先ほどの起立による採決は取り消します。</p> <p>これから議案第21号について、採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>当局は、先ほどの副町長の申し入れを真摯に守っていただくことをお願い申し上げます。</p>
	馬場議長	<p>日程第23、議案第22号、おいらせ町駅前広場条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。 議案書の52ページから56ページをごらんください。 本案は、下田駅前広場及び向山駅東口広場の管理に関し、地方自治法第244条の2の規定により必要な事項を定めるため提案するものであります。 第1条は、設置の目的を規定し、第2条は、用語の定義を規定しておりますが、駅前広場は町が管理する広場及び付帯施設を言うものであります。下田駅前広場の場合は青森県との管理協定に基づく下田停車場線自転車歩行者専用道路及び駐輪場を含めた範囲を言うものであります。第3条は、名称及び位置であります。第4条から第9条までは、管理、使用許可、使用料等について規定しており、これまで同様駐車場及び駐輪場は無料とするものであります。第10条では、放置車両の移動、保管、処分及びそれに要した費用の請求について規定をしております。第11条及び第12条については、原状復帰及び損害賠償の義務について規定しております。第13条では、委任について規定しておりますが、第10条の放置車両の移動及び措置について別途規則を設け詳細について規定することとしております。 なお、施行日は本年4月1日であります。 以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第22号について採決をいたします。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第24、議案第23号、おいらせ町史跡等公園条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>社会教育・体育課長。</p>
	社会教育・体育課長 (北向 勝君)	<p>社会教育・体育課長です。</p> <p>それでは、議案第23号おいらせ町史跡等公園条例の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の57ページから60ページをごらんください。</p> <p>本案は、既に町の施設として設置しております、一里塚公園及び巨樹の里について、地方自治法第244条の2の規定に基づき設置及び管理に関し必要な事項を定めるため提案するものです。</p> <p>条例案の主な内容ですが、58ページをごらんください。</p> <p>第1条は、設置の目的及び史跡等の定義をうたっております。第2条は、史跡公園等の名称及び位置を、第3条から第6条まで59ページにわたり利用に当たっての遵守事項を、第7条は、管理は教育委員会が行う旨を、60ページには第8条から第9条までは、指定管理者制度の取り扱いを、第10条は、委任事項を規定するものです。</p> <p>なお、条例は平成28年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第23号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第25、議案第24号、おいらせ町農村公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>農林水産課長。</p>
	農林水産課長 (松林政彦君)	<p>農林水産課長です。</p> <p>それでは、議案書の61ページから63ページをごらんください。</p> <p>また、添付参考資料の12ページから14ページもあわせてごらんください。</p> <p>それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、豊栄地区農村公園を新たに農村公園に追加するとともに、公園名称の整理及び公園利用に当たっての遵守すべき事項など、農村公園の管理に関し必要な事項を定めるために提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>6番です。</p> <p>ちょっと確認をさせていただきたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>分庁サービス課長 (松林光弘君)</p>	<p>添付資料のほう12ページですが、第3条の(4)のところに、前もあれっと思って前の条例のところでも説明聞いて思ったんですけれども、この(4)に競技会、展示会、博覧会その他これらに類するのそこの全部または一部を独占して利用することと、こうありますけれども、この豊栄公園については農休日を入れて一日豊栄町内会が使用していますけれども、その場合は全部独占しているなというふうな感じを受けるわけです。ほかの人が全部使ってやっていますけれども。こういうふうなもの、この独占に当たるのかどうか、この辺がちょっと理解できませんのでちょっと説明していただきたい。</p> <p>それから、第9条ではこの指定管理者、さっきも出てきましたけれども指定管理者に指定をするというふうなことで指定管理者の業務というのを定めているのか。ここのところを、この2点お願いします。</p> <p>答弁願います。</p> <p>分庁サービス課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>第1点のほうの、3条第4号のほうの関係ですが、独占して使うということになりますけれども、町内会とかそれら関連する団体が地区の、農村公園ですが地区の公園を使うということであれば、それはここの制限、使用の制限には値しないということで、町でもそれは優先的に許可するというふうに考えております。</p> <p>それから、続けて指定管理者のほうは、すぐ指定管理者にここを管理してもらおうということでなく、こういうことを盛り込んでおいて将来的に指定管理者制度に町の方針として委託管理してもらいますよといったときに備えて、この管理条項を設けております。その他、施設においてもこれの指定管理者制度の条項を何年か前に改正して盛り込んでいるところでもあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番</p>	<p>6番。</p> <p>わかりました。公園の使用については、町内会を対象外という</p>

	(平野敏彦君)	ふうなことです。から理解できました。 それから指定管理者については、将来的な部分を見越してというふうなことですけれども、現在のその公園の中で、この町の公園の中でこの指定管理者に業務の委託をしているところがあったら教えていただきたいと思います。
	馬場議長	分庁サービス課長。
答弁	分庁サービス課長 (松林光弘君)	私のほうは管理で運営ではないのですが、お答えします。 今のところ1件も指定管理者に委託しているところはありません。 以上です。
	馬場議長	6番。
質疑	6番 (平野敏彦君)	そうすると、町に対する指定管理者の届け出もないというふうなことで解釈していいですか。
	馬場議長	分庁サービス課長。
答弁	分庁サービス課長 (松林光弘君)	これは届け出というより、公募で町がそういうふうの方針を、この施設、この公園を管理者制度に委託しますという方針を決定した場合、公募をするというふうになっておりますので、その公募ということまでまだ行きついた施設、公園等がないということで今のところそういうふうな実態であります。 以上です。
	馬場議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。

当局の説明	(議員席)	これから議案第24号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第26、議案第25号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (田中富栄君)	それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。 議案書の64ページから74ページをごらんください。 本案は、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、新しい行政不服審査制度に対応するため関係条例の改正を行うものであります。 改正する条例については、添付参考資料、別添のほうの15ページから31ページをごらんください。 資料15ページでは情報公開条例、18ページは個人情報保護条例、22ページは行政手続条例及び固定資産評価審査委員会条例、24ページは人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例、25ページは出頭人等の実費費用に関する条例及び手数料条例、29ページは執行機関の附属機関の設置等に関する条例、31ページは町営土地改良事業経費賦課徴収条例であり、計10本の条例改正であります。 主な改正点ですが、1点目は不服申し立ての事務手続が審査請求に一元化されたことに伴い、関係条例で引用している字句等を改正するものであります。2点目は、審査請求に係る事務処理に際し、調査審議等を行う第三者機関を置くこととされており、その機能をおいらせ町情報公開個人情報保護審査会に持たせるために附属機関設置条例を開催するものであります。3点目は、情報公開及び個人情報保護制度における行政不服審査法の審査請求手続について、既にそれぞれの制度において第三者機関による審査制度が確立していることから適用除外とするものであります。4

		<p>点目は、行政不服審査法の規定に基づき資料交付を行う際の実費相当分として手数料を徴収するため、手数料条例に追加改正するものであります。5点目は、行政不服審査法の全部改正に伴い関係条例で引用している法律番号と条項を改めるため改正するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第25号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>3時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後3時01分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後3時11分)</p>
	馬場議長	<p>ここで、本日の会議時間の延長を宣言します。</p>
	馬場議長	<p>日程第27、議案第26号、おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>当局の説明を求めます。 総務課長。</p> <p>それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。 議案書の75ページから78ページをごらんください。</p> <p>本案は、地方公務員法の一部改正が平成28年4月1日から施行されることから、改正地方公務員法に基づく人事評価制度施行に伴い、職位の分限処分に関する取り扱いについて所要の改正を行うため提案するもので、青森県職員と同様の対応を行うものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、条例の題名をおいらせ町職員の分限に関する条例改めるとともに、休職、降任、降給など職位の分限処分を行う際の定義や事由について、人事評価制度とのかかわりなど改正地方公務員法に基づく運用内容と整合させるものであります。また、本条例の改正にあわせて関係条例の廃止と一部改正を附則において定めているほか、条例の施行日を改正地方公務員法の施行にあわせて本年4月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 6番、平野敏彦議員。</p> <p>この中で添付参考資料の31ページですけれども、この降格の事由というのがありまして、この中で降格、それでこちらの議案のほうの77ページを見ますと、降給の事由。降給には降格と降号ですか。こうありますけれども、実際に私が知っているような範囲ですと、例えば職が補佐から一般職というふうな形で配置がえになった人があるように見受けられますけれども。これまでであった形は、この中にある降任に当たるのか。そしてまた、降号にも当てはまったのか。ちょっと教えていただきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p>

答弁	<p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>用語の定義ですけれども、降任というのは職制の階位変更ということで、降格というのは級の格付を下げるということで従来使ってきております。そして、降給というのは号を下げるということで従来使っています。それを今回の改正では、降任というのは職制の階位変更ということで、例えば主査であった者が主事になる場合を降任と言います。そして、降給というのは級の格付を下げるということで、例えばうちはないですけれども2級の主事が例えば1級の主事ということで、級の格付を下げる場合を降給と言います。また、降号というのは号給を下げることで、例えば2級29号を給していた者を級を下げるということで、例えば2級の27号に下げる場合、これを降給というふうな定義にすることでの改正であります。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>わかりました。この部分はわかりました。</p> <p>それで、そうするとこの部分に該当する事例とすれば、例えばどういうふうなことが想定されるのか。分限条例ですから事故もあるでしょうし、事故のその体調さまざまなものもあつたりしてどういうふうな判断をしてこういうふうな部分に当てはめるか、ちょっと教えていただきたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>分限ということであれば、分限処分というのは、懲戒処分とは違って職員のその公務の能率の維持とか、適正な運営の確保といった観点から処分されるもので、実際にじゃあどういうものがあるかという、例えば勤務成績がよくない場合、例えば無断欠勤がある、または遅刻とか早退を繰り返すとか、それからあと心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合などがあるとか、それからその職に必要な適正、適格性を欠く場合、または長期の休養をしている場合などがその分限処分に当たりますので、これらに当たった場合はそれぞれの降給、降格ということがするということになります。</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議員</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上であります。</p> <p>6番。</p> <p>わかりました。これからこれ以上進めば今度は懲戒処分というふうな形になっていくと思いますけれども。私はいろんな意味で、この条例を適用する、今言った基準があるというふうなことですけれども、やはりその前にちゃんとした指導を徹底して、職員の資質やそういうふうなものを改善するような方法というのは一番大事だと思うんです。やはり、こういうふうな規則をつくるよりも、まずは職場内のそういうふうな規律、そしてまた職員のやる気、そういうふうなものを生み出すような職場環境をちゃんとつくっていくべきだと思うんで、ぜひこの辺を、この部分にあわせて管理職の皆さんはぜひそれに心して当たってほしいというふうに要望して終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>成田町長の時代に私も副町長として懲戒がいいのか、あるいは分限にすべきか悩んだことがあります。懲戒は表見的にばっちりもう目に見えて、該当すればそういうふうにできるということだけれども、分限については見えない要素がたくさんありまして、だがやっぱり分限のほうが適当だろうと思っても、本人もそれを受け入れるにはちょっと酷だろうとかいろんなものがありまして、当時そういうことを人事評価制度を含めて、当時の松林由範総務課長が一生懸命頑張って努力したんだけどちょうど震災がということで、かなりずれ込んだんだけど、その分限というものが適用しやすくなったのかどうか、今の改正でもってそういう狙いがあるのかどうか。この今の背景にあるその狙いと、1つは、それから人事評価制度、我が町における人事評価制度がどういうふうに進んでいるのか、これ2つお願いします。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>総務課長。</p>

回答	<p>総務課長 (田中富栄君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>分限がしやすくなるかということではなくて、人事評価制度を導入することに伴って、その制度のもとに基づいてこの分限処分等も今後やっていきますよということかなと思っております。</p> <p>それで今、人事評価制度の件につきましては、今年度から試行を行っております。11月から試行を行って、今現在どういう状況かということをやって、ことしの4月から本格運用をすることで進めております。全職員にそれぞれの業務目標等を定めていただいて、それに対する業務評価、それから能力評価等をして、それを今度管理職が評価をするというふうな形での制度になっておりますので、それらを今度4月1日から本格運用していきたいというふうに考えております。</p> <p>以上であります。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第26号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第28、議案第27号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
----	---	--

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。 議案書の79ページから99ページになります。</p> <p>本案は、平成27年10月9日に行われた青森県人事委員会勧告に準じて、職員の給料月額及び勤務手当の額等を改正するとともに、平成28年4月1日から施行される改正地方公務員法に基づく人事評価制度の給与への反映について所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、青森県人事委員会勧告に準じた給与改定については、給料表の額を平均0.4%引き上げるとともに、勤勉手当の成績率に係る総額を0.05月分引き上げるもので、平成27年4月1日からさかのぼって適用するものであります。</p> <p>また、勤務1時間当たりの給与額の算出方法については、青森県職員と同様の対応を行うものであります。</p> <p>このほか、改正地方公務員法への対応については、昇給、勤勉手当の成績率決定を人事評価等による旨を規定するとともに、給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる表の条例化が義務づけられたため、級別職の分類の見直しを行うものであります。</p> <p>条例の施行日は、改正地方公務員法の施行にあわせ本年4月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 6番、平野敏彦議員。</p>
	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>これについては、別に私は異議がございません。 ただ、1つ教えていただきたいのは、現在この等級でいきますと高卒の初任給の位置づけ、それから専門学校、短大の採用の位置づけ、大学はどこに位置づけられるか。これだけ教えていただきたいと思います。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>答弁をお願いします。 総務課長。</p>

答弁	<p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>当初予算の説明書の134ページに書いてありますけれども、位置づけは書いてありませんでしたけれども、行政職で高校卒であれば14万4,600円、大卒であると17万6,700円というふうに行行政職ではなっております。あと、短大卒等については後ほどお知らせしたいと思います。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>私が質問しているのは、この80ページのこの給料の一部改正がなされているところで、どこに位置づけをするか。例えば、1級の5号給が高卒の給与ですよ、それから1級の17万4,000円の場合24級に当たりますよというふうな形で説明してもらえれば。予算のほうも言っているのですか、私が質問しているのはここだけで質問しますから。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (田中富栄君)</p> <p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>総務課長。</p> <p>大変申しわけありません。</p> <p>80ページの表でいきますと、1級の5号給14万4,600円が高校卒の初任給であります。それから、大卒の初任給は1級の25号給17万6,700円となります。</p> <p>短大については、手持ち資料ありませんので後ほどお知らせをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上であります。</p> <p>6番さんいいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第27号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第29、議案第28号、おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (田中富栄君)	<p>それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の100ページから101ページになります。</p> <p>本案は、地方公務員法の一部改正に伴い人事行政の運営等の状況の公表事項について、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、改正地方公務員法に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価等の項目が追加されたため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>条例の施行日を改正地方公務員法の施行にあわせ本年4月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p>

当局の説明		これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第28号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第30、議案第29号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例並びに 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (田中富栄君)	それでは、議案第29号についてご説明申し上げます。 議案書の102ページから104ページになります。 本案は、一般職の勤務手当の引き上げに準じて、特別職の期末手当の支給割合を改正するため提案するもので、青森県職員と同様の対応を行うものであります。 主な改正内容を申し上げますと、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合について0.05月分引き上げるもので、平成27年12月1日からさかのぼって適用するものであります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。

当局の説明	(議員席) 馬場議長	これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第29号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第31、議案第30号、おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (田中富栄君)	それでは、議案第30号についてご説明申し上げます。 議案書の105ページから106ページをごらんください。 本案は、一般職の勤務手当の引き上げに準じて、国民健康保険おいらせ病院長であります特別参事の期末手当の支給割合を改正するため提案するものであります。 主な改正内容を申し上げますと、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるもので、平成27年12月1日からさかのぼって適用するものであります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第30号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第32、議案第31号、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (田中富栄君)	<p>それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の107ページから108ページをごらんください。</p> <p>本案は、地方公務員法の一部改正及び学校教育法の一部改正に伴い、引用条項及び小学校区分等所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、改正地方公務員法の条項の繰り上げによる引用条項の改正及び改正学校教育法の小学校区分の追加によるもので、条例の施行日を改正地方公務員法及び改正学校教育法の施行にあわせ本年4月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第31号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第33、議案第32号、おいらせ町職員に関する旅費支給条例及びおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (田中富栄君)	<p>それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の109ページから116ページになります。</p> <p>本案は、国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法の改正内容に準じるとともに、地方公務員法の改正に伴い特別職及び一般職の職位の旅費支給条例を改正するものであります。</p> <p>第1条は、一般職の職員の旅費支給条例について改正するもので、主な改正点としては旅費法の改正関係では主に外国旅行における旅費の金額の改正のほか、規定の整理、また地方公務員法の一部改正関係では引用条項の改正を行うものであります。第2条では、特別職の旅費支給条例であり、外国旅行の金額等については職員と同様に旅費法に準じ改正するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>

質疑	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>ちょっと教えていただきたいところがあります。 この参考資料でいきますと、67ページ、71ページに該当しますけれども、外国旅行中に死亡した場合の扱いと、それから71ページの退職者等の旅費って職員が出張中に退職等となった場合とあります。それから72ページには、職員が赴任中に退職等となった場合というのは、どういうふうな事例が想定されるかちょっと教えていただきたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (田中富栄君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>総務課長。</p> <p>ちょっと休憩をお願いします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後3時36分)</p> <p>馬場議長 休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後3時39分)</p> <p>馬場議長 総務課長。</p>
答弁	<p>総務課長 (田中富栄君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>ちょっと詳細について今調べていますけれども、時間かかりますので後ほどご説明をしたいと思いますので、よろしく願います。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第32号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 質問に対する答弁は、後刻お願いいたします。</p>
	馬場議長	<p>日程第34、議案第33号、おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。 議案書の117ページをごらんください。 本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び法第19条第9号に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し条例で定める事務について、追加するため提案するものであります。 118ページをごらんください。 別表第1として追加しました3つの事務につきましては、法にない町独自の事務であり個人情報を検索及び管理することが必要であることから、個人番号を利用することとするものであります。 別表第2につきましては、別表第1に規定したそれぞれの事務において利用することができる特定個人情報を定めております。 なお、施行日は本年4月1日であります。 以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第33号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第35、議案第34号、おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
	まちづくり防災課長 (松林泰之君)	<p>それでは、議案第34号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の120ページから121ページとなります。</p> <p>本案は、新たに市町村振興宝くじ、いわゆるサマージャンボ宝くじの収益金が交付されることから交付金として積み立てるため提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第34号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第36、議案第35号、おいらせ町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。
当局の説明	まちづくり防災課長 (松林泰之君)	それでは、議案第35号についてご説明申し上げます。 議案書の122ページから123ページとなります。 本案は、東日本大震災復興交付金事業が5年延長されたことに伴い、本条例の附則で定めている条例の失効日を5年延長するため提案するものであります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 6番、平野敏彦議員。
質疑	6番 (平野敏彦君)	この基金の管理について質問させていただきます。 今非常に低金利になってきて基金の運用というのは、現行のままでもそのまま継続するのか。また、もっといろんな意味で運用の仕方を変えるのか。基金を管理している担当の答弁をお願いします。
	馬場議長	会計管理者。
答弁	会計管理者 (袴田光雄君)	基金全般にわたることですが、今後金利がゼロ金利政策でもって下がることが予想されます。したがって、これからの運用といたしましても今預けている預金の運用は定期預金というような運用の仕方をしておりますが、関係する金融機関と協議を進めながら金利が下がらないように努力をしまいたいというふうに思っております。

当局の説明	馬場議長	以上です。
	(議員席)	
	馬場議長	ほかに質疑ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第35号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(議員席)	***なしの声***	
馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
馬場議長	日程第37、議案第36号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。	
税務課長 (柏崎尚生君)	それでは、議案第36号についてご説明申し上げます。 議案書の124ページから132ページをごらんください。 本案は、地方税法の一部改正に伴う徴収及び換価の猶予に関する規定の整備及び町税におけるマイナンバーの取り扱いに関する規定の一部見直し等を図るため提案するものであります。 その内容ですが、1点目の徴収、換価の猶予につきましては、徴収金についての納付及び差し押さえ財産の換価の猶予に関する手続並びに分割納付の方法や猶予した場合、担保を取らないこととする一定の基準等を条例で新たに規定するものであり、内容的には国税の基準に準ずるものです。 次に、2点目のマイナンバーの取り扱いの見直しについてですが、国税に関する国の見直しを踏まえ、個人情報の保護及び納税	

<p>当局の説明</p>		<p>義務者の手続を図るため、町民税に関する手続等の一部において個人番号の提示を求めないことと改正するものです。</p> <p>なお、以上の改正にあわせて減免の申請期限の延長及び行政不服審査法改正にあわせた文言整理を行ったところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第36号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p> <p>日程第38、議案第37号、おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>	
<p>税務課長 (柏崎尚生君)</p>	<p>それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の133ページ、134ページになります。</p> <p>本案は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の適用対象地域における産業の振興を図ることを目的に、同法第10条の規定に基づく不均一課税措置を受けられる固定資産につ</p>	

		<p>いて、その対象となる取得時期を延長させるため提案するものです。</p> <p>不均一課税の内容ですが、固定資産税の税率1.4%を3カ年軽減するものであり、税率は取得後最初の年度が100分の0.14、翌年度は100分の0.35、翌々年度は100分の0.7としているものです。</p> <p>改正内容につきましては、議案書添付参考資料の89ページの新旧対照表の2行目のとおり、対象となる固定資産の取得時期について、現行平成27年3月31日までと規定しているものを、平成29年3月31日までと2カ年延長するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第37号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第39、議案第38号、おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第38号についてご説明申し上げます。 議案書の135ページから137ページをごらんください。 本案は、水防法の一部を改正する法律による下水道法の一部改正及び水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。 改正の内容につきましては、下水道法において公共下水道の排水設備の管渠である構造の部分に係る使用許可の対象物件として従来は主に電線を規定していましたが、今回の改正により新たな熱交換器等が追加されたため、第24条の占用許可の基準について改めるものであります。 また、下水道施設及び排水設備工事の適切な管理指導を進めるために、これまで町下水道条例の規定に違反した場合、現行での罰則は行為者のみに適用されることとなっているため、今後は法人等関係者に対しても行為者と同様に過料等の規定を適用させることとし、第32条を新たに定めるものであります。 条例の新旧対照表は、添付参考資料の90ページから91ページに記載しております。 以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席) 馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席) 馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第38号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第40、議案第39号、おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
当局の説明	介護福祉課長 (倉館広美君)	<p>議案第39号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の138ページから164ページをごらんください。</p> <p>参考資料の92ページから126ページまでとなります。</p> <p>本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、地域密着型通所介護に関する基準を追加等するため提案するものであります。</p> <p>その内容につきましては、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所については、平成28年4月1日から県の指定から市町村指定の地域密着型サービスに移行するものであり、国から示されました基準に従い運用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>1点だけ。ページ139ページにあります、今の説明ですと県から市町村に移行になるというふうなことで、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、こうあります。この下のほうにも同じ基準がありますけれども、この確認方法は町でやるのか、特に確認する団体があるのか。ここだけ教えていただきたいです。</p>
	馬場議長	<p>介護福祉課長。</p>

答弁	介護福祉課長 (倉舘広美君)	お答えします。 市町村指定になりますので、申請書は町に提出しますので、うちのほうで審査します。それで現地調査をしまして許可を与えるということになると思います。 以上です。
	馬場議長	6番。
質疑	6番 (平野敏彦君)	わかりました。そうすると、町では定期的にこの基準をチェックしていくのか、抜き打ちでチェックするのか、その方法を行政として前もって事前に連絡してから行きますよというふうなのをやるのか。この辺の、まだ施行になっていないからわからないんですけども、こういうふうな考え方がありますよというふうなのを教えていただければと思います。
	馬場議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 (倉舘広美君)	お答えします。 指定の更新は6年ごとに更新となりますので、その際にまた新たな書類の提出ありますけれども、それ以外に2年ごとに町のほうから監査がございます。それは日にちを指定してこちらから伺うわけですけれども、それ以外に通報等人体に危険が及ぶような行為が行われているという通報があったりすれば、通報なしで伺うこともございます。 以上です。
	馬場議長	6番。
質疑	6番 (平野敏彦君)	この施設については、全国的にいろんな形で問題が発生していますので、私は行政機関とすれば常に情報収集をして通報がなければ安心だというふうなことじゃなくて、やはり利用者そういうふうなものからのいろんな意味で意見、情報を集めて、町が今度責任を持つわけですから対応していただきたいというふうに要望して終わります。

当局の説明	馬場議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第39号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
馬場議長	日程第41、議案第40号、おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。	
介護福祉課長 (倉舘広美君)	議案第40号についてご説明申し上げます。 議案書165ページから168ページ。 参考資料では127ページから131ページとなります。 本案は、議案第39号と同様に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、認知症対応型通所介護等の基準について所要の改正を行うため提案するものであり、その内容につきましては国から示されました基準に従い運用するものであります。 以上で説明を終わります。	
馬場議長	説明が終わりました。	

当局の説明	(議員席)	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第40号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
	馬場議長	日程第42、議案第41号、おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。	
	病院事務長 (山崎悠治君)	それでは、議案第41号につきましてご説明申し上げます。 議案書169ページから170ページをごらんください。 本案は、国民健康保険おいらせ病院の特別参事として任命しておりました白倉院長が諸般の事情により本年3月31日をもって退任することから、病院に置くこととしていた特別参事の職を廃止するため、現行条例の廃止を提案するものであります。 以上で説明を終わります。	
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	
	(議員席)		**なしの声**

当局の説明	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第41号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第43、議案第42号、町道の路線廃止についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (澤口 誠君)	議案第42号についてご説明申し上げます。 議案書の171ページと172ページをごらんください。 本案は、松原地区避難階段の整備に伴う路線認定の統廃合のため、道路法第10条第3項の規定に基づき、認定済み路線明神下7号線、延長89.1メートルの路線廃止を提案するものであります。 なお、道路終点位置が変更となった明神下7号線は、改めて整備区間全体を認定するため議案第43号の町道の路線認定に提案しております。 また、路線廃止の路線図は添付参考資料の132ページに記載しております。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第42号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>4時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後4時02分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後4時12分)</p>
	馬場議長	<p>日程第44、議案第43号、町道の路線認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>議案第43号についてご説明申し上げます。 議案書の173ページから175ページをごらんください。 本案は、町道整備事業等により整備された緑ヶ丘17号線ほか10路線の効率的な管理を図っていくため、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道として認定するため提案するものであります。 なお、路線廃止した明神下7号線は、松原地区3号避難路、延長247.9メートルとして改めて認定しております。 また、路線認定の路線図は添付参考資料の133ページから138ページに記載しております。</p>

当局の説明	馬場議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第43号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
馬場議長	<p>日程第45、議案第44号、行政区域を越える三沢市道の路線廃止の承諾についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>	
地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>議案第44号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の176ページと177ページをごらんください。</p> <p>本案は、都市計画道路中央町金矢線の整備に伴う路線認定の統廃合のため、道路法第10条第3項の規定に基づき、三沢市長から協議のあった三沢市の行政区域を越え当町住吉地区に一部が存在する三沢市道59号線、延長1,868.8メートルのうち当町の行政区域に係る部分、延長198メートルの廃止に関する承諾について提案するものであります。</p> <p>なお、路線廃止の路線図は添付参考資料の139ページに記載しております。</p>	

当局の説明	馬場議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第44号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
馬場議長	<p>日程第46、議案第45号、行政区域を越える三沢市道の路線認定の承諾についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>	
地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>議案第45号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の178ページと179ページをごらんください。</p> <p>本案は、都市計画道路中央町金矢線の整備に伴う路線認定の統廃合のため、道路法第8条第3項の規定に基づき、三沢市長から協議のあった三沢市の行政区域を越え当町住吉地区に一部が存在する三沢市道中央町・春日台線、延長2,393メートルのうち当町の行政区域に係る部分、延長198メートルの認定に関する承諾について提案するものであります。</p> <p>なお、当該道路道路法第16条第2項の規定により、三沢市において管理するものとし、管理費用並びに改良、維持、修繕、除</p>	

		<p>雪に要する費用の負担及びその施工、道路占用の許可等は三沢市が行うものであります。</p> <p>また、路線認定の路線図は添付参考資料の140ページと141ページに記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>今の説明ですと、この198メートルについては三沢市が管理をするというふうなことでわかりました。係る整備、経費、除雪そういうふうなものは全部三沢が負担しますよというふうなことで。ただ、1点お聞きします。これは、町道になっているわけですから、この町道になっているというふうなことは、この交付税の算定の中に入るかどうかというふうなことをちょっと確認します。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>交付税に算入される道路は、町道に認定されて台帳があるものというふうになっておりますので、今回の市道になった部分には交付税には算入されないということになるかと思えます。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>6番。</p> <p>そうすると、おいらせ町の町の中で三沢市の所有みたいな形になるというふうなことで理解していいかどうか。</p> <p>地域整備課長。</p>

答弁	地域整備課長 (澤口 誠君)	おいらせ町の中に行政区域を越えて三沢市の市道が存在するということになります。 以上で説明を終わります。
質疑	馬場議長	6番、いいですか。
質疑	6番 (平野敏彦君)	そうすると、道路があつてこの部分が俺たちの分だと。それでこれは三沢が管理しますよ、わかります。この土地の持ち分とか、もともとはおいらせ町になるのですか。使用とかいろんな条件は三沢が全て占有しますけれども、この土地分についてはおいらせ町のものなのか、三沢のものなのか。そこだけお願いします。
答弁	馬場議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (澤口 誠君)	ただいまの質問にお答えします。 土地につきましては、おいらせ町のものに、管理する部分になります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第45号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

	馬場議長	<p>日程第47、議案第46号、北部児童センター増改築工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
当局の説明	町民課長 (小向仁生君)	<p>議案第46号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の180ページと181ページをごらんください。</p> <p>また、添付参考資料は142ページとなります。</p> <p>本案は、北部児童センター増改築工事のうち建築工事施工のため、去る2月12日に株式会社柏崎組ほか11社により指名競争入札を執行したところ、1億7,064万円で株式会社柏崎組が落札者と決定したので本契約を締結すべく、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。</p> <p>本事業は、木ノ下児童館の老朽化に伴い青葉2丁目にある北部児童センターの西側遊具場に増設することでその機能を持たせて運営するもので、延べ床面積599.57平方メートルの総2階建て鉄骨づくり、工期を平成28年10月31日までとし施工するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>建築部分については、1億7,000万円。あとのこの関連する工事もあると思いますが、この中身、電気とか設備こういうふうな部分が幾らになって、総体的に総額幾らになるかこれを教えていただきたいと思います。</p>
	馬場議長	町民課長。
答弁	町民課長	お答えをいたします。

質疑	(小向仁生君)	<p>ただいまのは、建築工事であります。電気工事関係が1,557万3,600円で、有限会社アイテックが落札しております。それから、機械設備が1,495万8,000円で、有限会社松本水道が落札しております。施工管理が699万8,400円で、有限会社讃設計が落札しております。先ほどの建築工事と合わせますと、2億817万円で工事が施工されることとなります。</p> <p>以上です。</p>
	馬場議長	<p>6番さん、いいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>11番西館芳信議員。</p>
	11番 (西館芳信君)	<p>入札の一覧表を見まして、各企業指名競争入札ということであれば順当なところかなというふうに思っております。今、細かいほうの電気等はちょっと私の時代には知らない業者ばかりだったんですが、これはこれで順当だと思えます。</p> <p>それで、成田町長の時代に一定金額以上のものであれば条件付でも、それこそ一般競争入札に付していくという方向で当時入札の所管課がそれなりに組み立てしていたところだったと思えますが、あれはもう今は完全に終わってしまったのでしょうか。ここ1年ぐらい全然そういうふうなことを私戻ってきてから聞いていませんけれども、いかがでしょうか。</p>
答弁	馬場議長	<p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (小向道彦君)	<p>お答えいたします。</p> <p>それについては、試行ということでその工事ごとに入札適正会委員会でその指名競争入札にするか、その条件付一般競争入札にするかということを審議しまして決定しております。今回につきましては、その町内業者の育成ということも含めまして指名競争入札でということで指名競争入札にしております。</p> <p>以上であります。</p>
	馬場議長	<p>11番いいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第46号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第48、議案第47号、おいらせ町立学校給食センター新設事業用地の取得についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。</p>
	学務課長 (泉山裕一君)	<p>それでは、議案第47号についてご説明申し上げます。 議案書の182ページ、183ページをごらんください。 添付参考資料は143ページになります。 本案は、新たに整備するおいらせ町立学校給食センターの新設事業用地として、中平下長根山地区の土地3筆、面積にいたしまして7,269.88平方メートルを1名の地権者から総額1,906万8,099円で取得すべく地方自治法第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものであります。 なお、1平方メートル当たりの単価は、畑が6,100円、山林が1,200円とし、契約の相手方とは平成28年1月26日に土地売買の仮契約を締結しております。 以上で説明を終わります。</p>

当局の説明	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第４７号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
馬場議長	日程第４９、議案第４８号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。	
企画財政課長 (小向道彦君)	それでは、議案第４８号についてご説明申し上げます。 議案書の１８４ページ、１８５ページをごらんください。 本案は、青森県新産業都市建設事業団の事業に係る一般管理費のうち、平成２７年度において負担する額の次に平成２８年度において負担する額を加えるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第３条による改正前の地方自治法第３００条第１項の規定により提案するものであります。 なお、当町が平成２８年度において負担する額は１８万３、０００円で、昨年度より２、０００円の減額となっております。 以上で説明を終わります。	

当局の説明	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第48号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
馬場議長	日程第50、議案第49号、十和田地域広域事務組合理約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。	
企画財政課長 (小向道彦君)	それでは、議案第49号についてご説明申し上げます。 議案書の186ページ、187ページをごらんください。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正に伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。 十和田地域広域事務組合が協働する事務の1つに、十和田市と六戸町に係る学校給食に関する事務があり、学校給食センターを運営しております。運営のためには教育委員会が必要なことから、組合にも教育委員会があり市町村同様教育委員長と教育長が在職しております。法の改正により、教育委員長と教育長を一本化し	

		<p>た新たな教育長を置くこと及び教育長は議会の同意を得て直接任命、罷免を行うこととなったため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>なお、当町においては、当該当学校給食センターの運営は協働する事務ではありませんが、組合規約の改正は組織する全市町村の議会での議決を要するものであります。</p> <p>添付資料の145ページをごらんください。</p> <p>主な変更につきましては、第13条においては教育長と教育委員を管理者が組合の議会の同意を得て任命することを規定したもので、第14条においては教育長と教育委員の失職に関する事務を十和田市選挙管理委員会で処理することを規定したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	馬場議長	
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第49号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		お諮りします。
		本会議における本日の議案審議については、議案第49号までとし、議案第50号からの審議は明日引き続き行いたいと思いま

		<p>すが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	(議員席)	
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本会議の議案の審議は、そのように取り扱うことに決しました。</p>
日程終了の告知	馬場議長	<p>これで、本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告	馬場議長	<p>あすの本会議は、引き続き本会議場において午前10時から議案の審議を行います。</p>
延会宣告	馬場議長	<p>本日の本会議は、これで延会とします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後4時33分)</p>
	事務局長 (中野重男君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>